

あなたの笑顔が大好きです

社会福祉法人浅口市社会福祉協議会

「住み慣れた家で暮らしたい」  
こんな当たり前をかなえたい

## カニ丸の家ディサービスセンター

送迎・入浴・昼食・レクリエーションなどを日帰りで提供します。入浴は、お体の状態に応じた「個浴」です。認知症の方も受け入れています。日曜日も営業しています。



お体の状態に合わせた車両でお迎えにまいります。



お一人ずつお湯をかえます。脱衣から湯上りまで同じ介護員がお手伝いします。



お口の中を清潔にすることで病気を防ぎ、残された歯を健康に保ちます。



定期的な理学療法士の指導のもと、機能訓練のお手伝いもいたします。



笑顔はじける趣味活動



真剣なまなざし、リハビリ体操



なじみの顔がそろって笑顔と歓声があふれる空間です。

# 「支援を求める人の気持ちになって」 月並みですが、「やさしさ」を追究します

## 福祉あさくちヘルパーセンター

利用者が住み慣れた自宅で生活が続けられるよう、地域の保健・福祉・医療の関係者と連携しながら、在宅に出向いて身体介護や生活支援を行います。



**サービスの内容** ケアマネージャー等が作成する居宅介護サービス計画に基づいて、

- ①身体介護(食事、排泄、衣類の着脱、入浴、清拭、洗髪など)
- ②生活援助(調理、洗濯、掃除、買い物、その他必要な家事)
- ③相談助言(生活身上介護に関する助言、その他必要な相談助言)

**利 用 料** 介護保険上の告示額(自己負担は1割)

**営 業 時 間** ヘルパーの対応については365日。時間帯は6時～24時とします。

事務所は、8時30分～17時15分の間で営業しますが、土曜日、国民の祝日と年末年始(12/30～1/3)は休業です。

**通常の事業実施地域** 浅口市、里庄町、笠岡市(大島地区)、倉敷市(南浦地区)

事業所No  
3372700231

事業所No  
3372700090

## 福祉あさくちケアプランセンター

利用者や介護者の実情や要望を適切に把握し、利用者の選択に基づき、多様な事業者から総合的かつ効率的なサービスが提供できるよう、公正中立な居宅介護支援を行います。



**主なサービス内容** ①居宅サービス計画の作成及び作成後の管理

- ②要介護認定に関する申請等の代行
- ③適切なサービス提供のためのサービス事業者等との連絡調整

**利 用 料** 全額介護保険から支給されるので自己負担はありません。ただし、要介護認定を受けていない人や保険料の滞納がある方は、この限りではありません。

**営 業 時 間** 8時30分～17時15分の間、営業しています。ただし、土曜日、国民の祝日と年末年始(12/30～1/3)は休業ですが、電話による連絡は24時間取れるようにしています。

**通常の事業実施地域** 浅口市、里庄町、笠岡市(大島地区)

## 福祉あさくち福祉用具貸与事業所

事業所No  
3372700405

事業所No  
3372700223

利用者の身心特性に応じた福祉用具を選定・設置・調整することにより、利用者の日常生活の便宜と介護者の負担軽減を図ります。



**主な貸与品目** 車いす、特殊寝台、特殊寝台の付属品、褥創予防具、歩行器、歩行補助杖など介護保険給付対象貸与品目(取り扱っていない品目もあります)

**利 用 料** 介護保険上の告示額(利用者負担は1割)

**営 業 時 間** 原則として9時30分～16時  
ただし土・日曜日、国民の祝日及び年末年始(12/30～1/3)は休業です。

**通常の事業実施地域** 浅口市寄島町内

## カニ丸の家ディサービスセンター

利用者が自宅において生活が続けられるよう、日常生活上のお世話及び機能訓練等を行うとともに、利用者の社会的孤立感の解消・心身機能の維持向上・介護者の身体的精神的負担の軽減を図ります。



**サービスの内容** 居宅介護サービス計画に基づいて、①身体介護 ②入浴 ③食事 ④機能訓練 ⑤アクティビティ・サービス ⑥送迎 ⑦相談・助言などを行います。

**利 用 料** ・介護保険上の告示額(自己負担は1割)  
・食事代は別途いただきます。

**営 業 時 間** 9時30分から15時15分(4～6時間の設定、事情に応じて16時まで可)  
土曜日、国民の祝日と年末年始(12/30～1/3)は休業です。

**通常の事業実施地域** 浅口市、里庄町、笠岡市(大島地区)

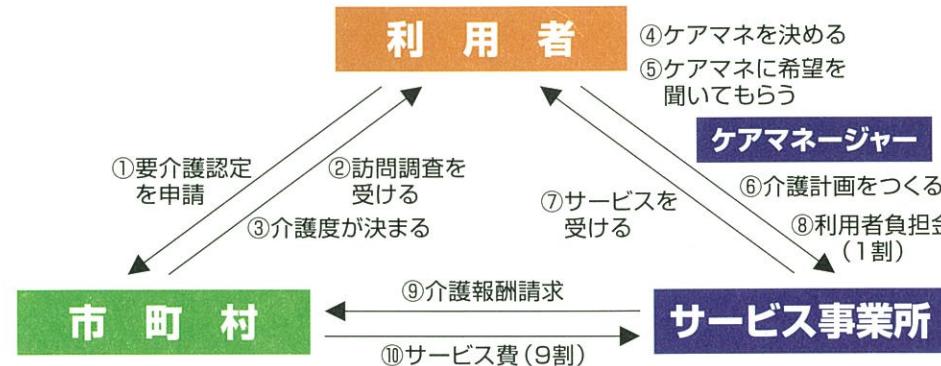
# 「あんたがいるから、安心」 そんな関係になりたいのです

## Q 介護保険でサービスを受けたいのですが…

A まず要介護認定を受ける必要があります。市役所の介護保険の係へ介護保険証を持参して、手続きをします。ただし、65歳未満の人は特定疾患の方が対象となります。

## Q ケアマネージャーはどのようにして決めますか？

A ケアマネージャー（介護支援専門員）は、本人や家族とともに介護サービスの計画をたて、サービス事業所との調整をする役割です。主治医等と相談して、本人や家族が自由に選ぶことができます。



## Q 住宅改修やベッドのレンタルもできますか？

A 介護保険での住宅改修は、手すり設置や段差解消を中心に20万円を上限に補助されます。手続きを済ませてから着工することになっています。福祉用具については、レンタル対象と購入対象の品目とがあります。

## Q 介護保険でサービスを使った場合の経費は？

A 介護度ごとの限度額の範囲であれば、利用者負担は1割です。ただし、食費や部屋代などは別途請求されます。



## 浅口市社会福祉協議会 介護信条

公正中立  
誠心誠意  
明朗快活

## カニ丸の家・福祉あさくち職員行動規範

私たちいつも笑顔を保ちます  
私たちいつも法令を守ります  
私たちいつも人間を愛します  
私たちいつも連携を図ります  
私たちいつも感謝を忘れません



「高齢になって心身が不自由になっても、住み慣れた地域で暮らし続けたい」という誰もがもつ望みをかなえるために、『カニ丸の家・福祉あさくち』では4事業を行っています。社会福祉協議会の理念に基づき、ご家族はもちろん地域や行政・保健医療等の関係者と連携を図りながら、地域の一員として自立した生活ができるようお手伝いをさせていただきます。





寄島在宅福祉センター  
**カニ丸の家**



**カニ丸の家ディサービスセンター  
福祉あさくちケアプランセンター  
福祉あさくちヘルパーセンター  
福祉あさくち福祉用具貸与事業所**

〒714-0101  
岡山県浅口市寄島町16089-17  
**TEL 0865-54-3113**  
**FAX 0865-54-3114**  
メール [kanimaru@kcv.ne.jp](mailto:kanimaru@kcv.ne.jp)